

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案 事項 管理 番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係府省庁
050010	アジア諸国からの介護職員初任者研修生の受入れのための在留資格の新設	出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項及び第二項、第七条第一項第二号、別表第一及び別表第二	現行法上、介護職員初任者研修生に付与される在留資格は存在しない。	アジア諸国からの訪問介護員(ヘルパー講座2級研修生⇒以後初任者研修生という)受け入れのための規制緩和。 出入国管理及び難民認定法の規制によって、初任者研修生として入国することや、研修終了後実習生として働くことができない。 これらを可能にするため、初任者研修生に対する在留資格の新設を要望する。また在留期間を介護施設での実習2年を含めて3年間としての規制改革を要望する。	【提案理由】2025年には介護職員は現在の1.5倍(250万人)が必要と見込まれ、今後13年間に100万人の介護職員の育成が必要と言われている。介護労働者を供給する大学、専門学校、高校の福祉分野においては志願者がなく学部閉鎖が相次いでいる。 一方アジア諸国からは介護先進国日本への期待が高い。 日本のヘルパー講座は学問的にもカリキュラムの内容や体系的にもアジア諸国の介護研究者から高い評価を得ている。 アジア諸国では日本のヘルパー講座で介護の基礎知識を学ばせたいとの要望が強い。日本が抱える深刻な介護労働力不足の現実とアジア諸国からの介護教育への熱い視線などを考えると規制改革によって介護研修生の受入れは将来的にも双方にとって有意義なことである。 福岡に限定した本特区提案が実現すればアジアとの連携強化を標榜している福岡県並びに福岡市としても極めて有意義なことである。 【具体的事業の実施要領】アジア諸国から訪問介護員研修生を受け入れて、以下の要領で初任者研修を行う。 ①予め現地面接により、日常会話などの日本語能力を判断し(日本語検定3～4級を目標)、研修生を選抜する。 ②研修生は来日後1年間は「日本語」と「介護のための日本語」を受講した後「初任者研修講座」を受講する。 ③資格取得後日本の介護施設で2年間実習生(労基法に基づく介護労働者)として働く。 ④3年経過後は原則母国へ帰国する。 ⑤年間の受け入れ人数を100名以内とする。	C	I	ご提案のような、アジア諸国の外国人が介護職員初任者研修生として3年間の技能実習を行うためには、技能実習2号への移行対象職種である必要があるところ、同職種は厚生労働省の告示において規定されるものであり、出入国管理行政を担当する法務省としては、告示された職種に基づき、適切に対応することとなる。 したがって、ご提案の内容について、まずは現行の在留資格「技能実習」による対応が可能か否か検討することが適当であり、あえて在留資格を新設する必要はないものとする。		1 0 0 2 0 0 1 0	株式会社インターアジア	福岡県	法務省 厚生労働省